

四日市市告示第320号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第53条の規定により告示する。

令和2年5月15日

四日市市長 森 智 広

1 地域型保育施設

番号	設置者の名称	施設の名 称	施設の所在地
1	有限会社マミー サイドキュア	きつずはうすココロンぷらす	四日市市赤堀新町8-12
2	株式会社 クロスロード	Kindergartenはづ園	四日市市羽津町11-17
3	株式会社 クロスロード	Kindergartenあけぼの園	四日市市曙一丁目1-8

(こども未来部保育幼稚園課)